

平成24年3月22日

各 位

会社名 シノブフーズ株式会社

代表者の
役職氏名 代表取締役社長 松本 崇志

(コード番号：2903 大証二部)

連絡者の 取 締 役
役職氏名 管理本部長 上田 往紀

TEL (06) 6477-0113

内部統制システム構築の基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成24年3月22日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を一部改定することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、改定の要旨は、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況を追加したほか、一部運用状況に応じた表現に見直したことによるもので、改定後の内容は下記のとおりです。

記

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 「シノブグループ行動憲章」、「シノブグループコンプライアンスに関する基本方針」を周知し、取締役および使用人の法令遵守の徹底を図ります。
 - (2) 社長直轄の監査部が実施する業務監査を通して、モニタリングを行います。
 - (3) 内部通報制度により、「シノブグループコンプライアンスに関する基本方針」等に違反する行為またはそのおそれのある行為について、通報を受け付けます。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - (1) 「文書取扱規程」にしたがって、株主総会議事録、取締役会議事録を含め、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理の充実を図ります。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 「リスク管理規程」にしたがって、リスクの未然防止のために管理体制を整備するとともに、重大リスク発生における対応を的確に行い、企業価値の保全を図ります。
 - (2) リスク管理委員会では、リスクの識別、評価を行い、重点リスクへの対応方針を決定し、その取り組みを行います。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会に加え、取締役、執行役員による「経営会議」を開催し、社長権限に基づく迅速な意思決定を行います。
 - (2) 取締役、執行役員に工場等の幹部社員を加えた業務運営会議を開催し、経営課題を検討するとともに、情報の共有化を図ります。
5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 監査部が実施する子会社の業務監査を通じて、モニタリングを行います。
 - (2) 「シノブグループ行動憲章」および「シノブグループコンプライアンスに関する基本方針」等を共有し、周知徹底を図ります。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (1) 当社では、現在、監査役の職務を補助すべき使用人は配置していませんが、監査役から求めがあった場合には、必要な人材を配置します。
 - (2) 当該使用人の人事については、事前に監査役の同意を得たうえで行います。
7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 監査部は、内部監査の結果を監査役に報告します。
 - (2) 会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事態が発生した場合は、取締役および使用人は監査役に速やかに報告します。
 - (3) 取締役の職務執行に関して、不正行為、法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性、もしくは発生した事実を報告します。
 - (4) 内部通報制度に基づき通報された事実を報告します。
8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役が必要とした場合には、外部専門家（弁護士、会計士など）との連携を図るなど、監査活動の支援体制を確保します。
9. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況
 - (1) 当社は、「シノブグループコンプライアンスに関する基本方針」において、反社会的勢力に対しては断固とした態度で臨む旨を定め、周知徹底を図ります。
 - (2) 反社会的勢力との関係を遮断するため、取引契約に「暴力団排除条項」を定め、相手が反社会的勢力であることが判明した場合に、関係を速やかに解消する取り組みを行います。

以上